

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年6月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	原子炉補機冷却水系熱交換器(A)の点検準備中、淡水側出入口弁のどちらかにシートリークの可能性(鉛筆芯1本程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
2	3号機	不活性ガス系サプレッションプール水温度検出器等の点検時、絶縁抵抗測定値に管理値外れが認められたため、対応検討	
3	3号機	原子炉再循環ポンプ(A・B)振動記録計(VbRS-2-77A・B)の点検時、作動応答時間に管理値外れが認められたため、当該記録計のサーボユニットを交換	
4	3号機	主タービン電気油圧式制御装置のオイルフラッシング実施時、制御油配管サポートのアンカーボルト締付不良による当該配管の異常振動が認められたため、サポート基礎部を点検・修理	
5	3号機	所内ボイラ(B)ドラム水面計水側ドレン弁(前面)において、動作不能(閉固着)が認められたため、当該弁を点検・修理	
6	3号機	非常用ディーゼル発電機(3B)において、「燃料デイトンクレベル高」の誤警報が発生し、リセット出来ないことが認められたため、警報用レベルスイッチを点検	
7	3号機	循環水ポンプ(C)のモータ油冷却器出口側冷却水配管において、ドレン弁(V-36-116C)に動作不能(開固着)が認められたため、当該弁を点検・修理	
8	3号機	相分離母線冷却用ダクトの点検時、V相のブーツ接続部に亀裂が認められたため、調査及び当該部を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	3号機	原子炉圧力容器蓋開閉用スタッドテンションの点検時、昇降用サーボドライバの故障が認められたため、当該部を修理及び対応検討	
10	3号機	原子炉補機冷却水ポンプ(A)のシール水入口圧力指示計(PI-54-53A)において、指示不良(オーバースケール)が認められたため、当該計器を点検・校正	
11	その他	キャスク保管建屋換気系において、給気温度検出器のタイパー出力値の一部に指示不良が認められたため、当該検出器を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで